

労審発第 1768 号
令和 8 年 3 月 27 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 殿

労働政策審議会

会長 岩村 正彦



令和 8 年 3 月 27 日付け厚生労働省発職 0327 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法施行規則第百十条の三第二項第一号イ（5）及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和8年3月27日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「雇用保険法施行規則第一百条の三第二項第一号イ（5）及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件案要綱」について

令和8年3月27日付け厚生労働省発職 0327 第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。